



令和8年1月8日  
中部地方整備局

## 一級建築士の懲戒処分について

中部地方整備局は、一級建築士に対し 建築士法第10条第1項の規定に基づき、懲戒処分を行いましたのでお知らせします。

渡部 徹 (登録番号第357929号)

(1) 処分をした年月日 令和8年1月6日

(2) 処分の内容 戒告

(3) 処分の原因となった事実

愛知県内の建築物（1物件）について、ダプラスデザイン一級建築士事務所（愛知県知事登録（い-2）第13023号）の業務に関し、設計者として、建築基準法（昭和25年法律第201号）第36条に基づく建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第114条第3項の規定に違反する設計（建築面積が300m<sup>2</sup>を超える建築物の小屋組が木造である場合において、小屋裏の直下の天井の全部を強化天井とせず、かつ、桁行間隔12m以内毎に小屋裏に準耐火構造の隔壁を設けない場合には、同項ただし書の規定に基づき、当該建築物を令第115条の2第1項第7号の基準に適合させる必要があるにもかかわらず、これに適合しない設計）を行った。

<問い合わせ先>

まつだ りょう  
建設部 住宅整備課長 松田 涼

ながや まさる  
課長補佐 永治 勝

電話:052-953-8574  
FAX:052-953-8133



令和8年1月8日  
中部地方整備局

## 一級建築士の懲戒処分について

中部地方整備局は、一級建築士に対し 建築士法第10条第1項の規定に基づき、懲戒処分を行いましたのでお知らせします。

柳沢 健一（登録番号第261707号）

(1) 処分をした年月日 令和8年1月6日

(2) 処分の内容 戒告

(3) 処分の原因となった事実

三重県内の建築物（1物件）について、大和ハウス工業株式会社中部集合住宅一級建築士事務所（愛知県知事登録（い-4）第11496号）の業務に関し、設計者として、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第69号）第4条の規定による改正前の建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第9条第1号に基づく建築基準関係規定である消防法（昭和23年法律第186号）第17条第1項及び消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）第21条第1項第4号の規定に違反する設計（本件建築物は、延べ面積500m<sup>2</sup>以上の防火対象物（令別表第1（5）項口：共同住宅）であることから自動火災報知設備を設置しなければならないにもかかわらず、これを設けない設計）を行った。

<問い合わせ先>

建設部 住宅整備課長 松田 涼

課長補佐 永治 勝

電話：052-953-8574  
FAX：052-953-8133